



【討議資料】

【自転車の安全対策について】

2013年
12月1日
から

改正道路交通法が施行され、自転車が道路の右側にある路側帯を走ることが禁止されました。
違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。

これらを受けて、2011年12月および2014年3月の議会一般質問において自転車の安全対策について取り上げました。

2011年12月・2014年3月一般質問要旨

【Q】自転車の安全対策について、道路交通法の改正も踏まえ、今後市としてどのように取り組み、どのように市民に周知を行っていくのか。また、教育現場ではどのような教育を行っていくのか。

【A】道路交通法一部改正の周知については、広報かわぐち、ホームページへの掲載、交通安全運動の街頭キャンペーン等において、罰則があることを含めたチラシ等を配布し、周知を行なっている。

教育現場においては、市立幼稚園、市立小中高等学校全校園に対し、「自転車利用者にかかわる新ルール・罰則について」の周知を図った。また、各学校では警察署などの協力を得て交通安全教室を実施するなど、安全教育の推進に取り組んでいる。児童生徒に対する道路交通法一部改正の趣旨の徹底、自転車の適正な利用及び安全走行の指導、保護者への情報提供の3点について、特段の配慮をお願いした。

【Q】自転車が走る車道の左側や路側帯は、構造物の継ぎ目や段差などもあり、安全に走行できると言い難い部分も多い。自転車走行を考慮した道路づくりについて、市はどのように考え、実施しているのか。

【A】道路の清掃、毎日の道路パトロール及び緊急補修工事の実施に加え、路面の調査、診断を行い、幹線道路を中心に道路の老朽度を把握し、さらには職員みずから自転車に乗り、パトロールも実施している。今後も自転車走行等の安全も考慮しながら、これらを継続し、適宜、補修及び改修工事を行っていく。



前田あきからみなさまへ

埼玉県は自転車の保有率が日本一です。私も例にもれず、幼いころから自転車に慣れ親しんできました。大人になり車に乗るようになり、そして議員になり安全対策を考えるようになると、以前はずいぶん危ない運転をしていたものだと気づかされ、反省させられました。自転車は便利で手軽、そして健康に良い乗り物である一方、時に交通事故の加害者となってしまうこともありうる乗り物です。以前にもまして一人一人が交通安全への責任を求められるようになっていきます。ルールを守り、皆が気持ちよく通行できるよう、ご協力をお願いいたします。



子育てに関する悩みや不安は

川口市子育て相談課 家庭児童相談室

直通電話：048-259-9005 または 048-257-3330
(月～金 8:30 - 17:15)

休日や夜間の子どもの急病時は

埼玉県小児救急電話相談

電話：#8000 ダイヤル回線、IP 電話は 048-833-7922
(月～土 19:00-翌7:00、日祝 9:00-翌7:00)



市政全般について、あなたの声をお聞かせください

お名前		フリガナ
ご住所	〒	
ご連絡先	電話番号	FAX
	携帯番号	E-mail



マスコット
キャラ「まえリス」

まえだ

前田あき プロフィール

- 昭和55年3月17日生まれ 34歳
- 日本大学文理学部心理学科
心理学専攻 博士前期課程 終了
- 自民党埼玉政治学院 1・2期生
- TOKYO 自民党政経塾
専門政治コース 4・5期生
- 平成23年 川口市議会議員初当選
- 建設常任委員
- 危機管理対策・庁舎整備等特別委員

ご意見・ご感想募集中

【みなさまと一緒に子育て・教育で最高の川口市を創り上げるために】

子供も大人も一人一人が輝き、夢を持ち自分に自信を持って成長できる川口市にしたい。そのためにも人と人の知恵を繋ぎ、今ある資源を最大限に活かし、未来へと希望が持てるまちになるように前田あきは全力で頑張ります。しかし、議員一人の力では限界があります。街について皆様が気づいたことや市政に対するご意見等、些細なことでも結構ですので、お知らせいただければ幸いです。下記にまでご連絡ください。

FAX 050-3488-7635

E-mail mail.akimaeda@gmail.com

公式ホームページ <http://akimaeda.jp>



携帯からも
ご覧いただけます